

港湾空港技術研究所共同研究取扱規則

平成 13 年 4 月 1 日

研究所規則第 32 号

一部改正	平成 19 年 10 月 1 日	研究所規則第 8 号
一部改正	平成 21 年 9 月 28 日	研究所規則第 18 号
一部改正	平成 23 年 3 月 30 日	研究所規則第 2 号
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日	研究所規則第 3 号
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日	研究所規則第 3 号
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日	研究所規則第 1 号
全部改正	平成 28 年 9 月 20 日	研究所規則第 3 号
一部改正	令和 元年 9 月 30 日	研究所規則第 3 号

(通則)

第 1 条 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所共同研究取扱規則（以下「規程」という。）に基づき、所長が定める事項について定めるものとする。

(契約の締結)

第 2 条 規程第 3 条 2 項第 5 号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 共同研究事項の分担に関する事項
- 二 共同研究により使用する施設に関する事項
- 三 共同研究の実施に必要な経費の負担及び経理に関する事項
- 四 共同研究により取得した財産の帰属及び処理に関する事項
- 五 契約の変更に関する事項
- 六 その他必要と認められる事項

(共同研究事項の分担（規程第 12 条第 2 項関連）)

第 3 条 所長は、前条に基づき、共同研究の全体計画、それぞれの分担する研究事項及び研究成果のとりまとめに関する事項について定めるものとする。

(共同研究費の負担（規程第 12 条第 2 項関連）)

第 4 条 所長は、共同研究に要する経費の負担範囲を定める。

- 一 分担する研究事項に要する経費は、原則としてそれぞれが負担する。
- 二 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、研究所又は契約相手方は、分担する研究事項に要する経費の一部又は全部の提供を受けることができる。

(実施細則)

第 5 条 所長は、この規則を実施するため必要があるときは、細則を定める事ができる。

- 2 所長は、共同研究の相手方の民間企業がその成果を製品化するに際してパンフレット等に港湾空港技術研究所の名称を使用することの取扱について、細則を定める。

(適用除外(規程第12条第2項関連))

第6条 所長は、共同研究の相手方が国である場合、又は特別な事情がある場合は、この規則の一部を適用しないことができる。

(共同研究協定書)

第7条 所長は、第2条から第4条に規定する内容を共同研究の相手方との間で確認するため、別添の例を参考にして共同研究協定書を作成し、締結するものとする。

附則(平成21年9月28日 研究所規則第8号・一部改正)

1 この規程は、平成21年9月28日から施行する。

附則(平成23年3月30日 研究所規則第2号・一部改正)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成26年4月1日 研究所規則第3号・一部改正)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成27年4月1日 研究所規則第3号・一部改正)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年4月1日 研究所規則第1号・一部改正)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成28年9月20日 研究所規則第3号・全部改正)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附則(令和元年9月30日 研究所規則第3号・一部改正)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。